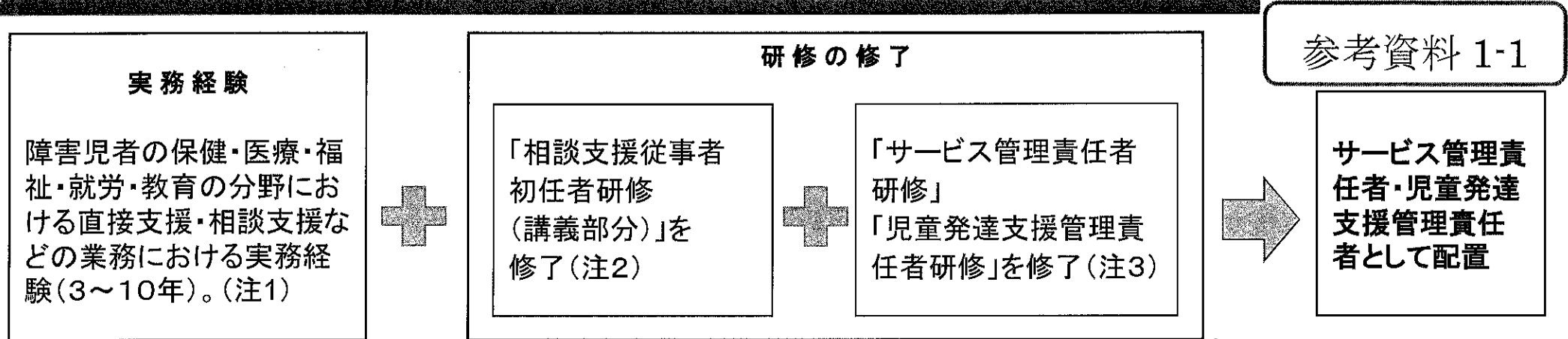


サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件



(平成26年度以前の取扱い)

【サービス管理責任者】

- 事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについて、研修を修了しているものとみなす。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合は、1年間は実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。

【児童発達支援管理責任者】

- 実務経験者であるものについては、平成27年3月31日までは研修を修了しているものとみなす。

(平成27年度以降の取扱い)

【サービス管理責任者管・児童発達支援管理責任者共通】

- 事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについて、研修を修了しているものとみなす。(平成30年3月31日廃止)
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合は、1年間は実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。

【児童発達支援管理責任者のみ】

- 実務経験者であるものについては、平成27年4月1日前までに事業を開始している場合は、平成28年3月31日までは研修を修了しているものとみなす。

(注1) 実務経験については、別に定める。

(注2) 「相談支援従事者研修(講義部分)」とは、同研修のカリキュラムのうち、別に定める講義部分(2日間程度)をいう。

(注3) 多機能型の運営において複数種類の事業のサービス管理責任者を兼務する場合は、「サービス管理責任者研修」のうち、該当する種類の事業に係るすべてのカリキュラムを修了することが必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも一つの種類の事業に係る研修を修了していればよいこととする。(H24.4以前に事業開始の場合はH27.3末まで)

サービス管理責任者の概要

- 障害者総合支援法においては、サービスの質の向上を図る観点から、新たにサービス事業所ごとに、サービス管理責任者の配置を義務付け。 ※ 旧体系サービスは、サービス管理責任者の配置は義務付けられていない。
- サービス管理責任者は、以下の役割を担う。
 - ① 個々のサービス利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任
 - ② 他のサービス提供職員に対する指導的役割

サービス管理責任者の要件

- サービス管理責任者の要件については、
 - ① 実務経験(障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3～10年))
 - ② 研修修了
 - ・ 相談支援従事者初任者研修(講義)(11.5時間)
 - ・ サービス管理責任者研修(講義及び演習)(19時間) サービス分野ごとの研修も実施
- ※ 研修終了者数(平成18年度～平成27年度) 133,428人

サービス管理責任者の配置基準

- サービス管理責任者については、障害者福祉サービス事業所ごとに、
 - ・ 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 …… 利用者60人:1人
 - ・ グループホーム …… 利用者30人:1人

児童発達支援管理責任者の概要

- 児童福祉法においては、サービスの質の向上を図る観点から、新たにサービス事業所ごとに、児童発達支援管理責任者の配置を義務付け。
- 児童発達支援管理責任者は、以下の役割を担う。
 - ① 個々のサービス利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任
 - ② 他のサービス提供職員に対する指導的役割

児童発達支援管理責任者の要件

- 児童発達支援管理責任者の要件については、
 - ① 実務経験(障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3～10年))
 - ※ うち3年以上は障害者・障害児に対する実務が必要(平成29年4月1日以降)
 - ② 研修修了
 - ・ 相談支援従事者初任者研修(講義)(11.5時間)
 - ・ 児童発達支援管理責任者研修(講義及び演習)(19時間)
- ※ 研修終了者数(平成18年度～平成27年度) 26,284人

児童発達支援管理責任者の配置基準

- 児童発達支援管理責任者については、障害児通所支援事業所ごとに、
 - ・ 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援:1人以上